

管理栄養士養成施設臨地実習の取り扱いについての協定書

鳥取市（以下「甲」という。）と管理栄養士養成施設（以下「乙」という。）は、次のとおり学生の臨地実習を行うための協定を締結する。

（実習の目的）

第1条 保健所、保健センターが果たす役割や業務を理解するとともに、その実際について学び、あわせて、実践の場での課題発見、解決を通して、総合的なマネジメントを行うための管理栄養士としての知識と技術の取得を目的とする。

（期間及び場所）

第2条 実習の期間及び場所は、次のとおりとする。

- (1) 期 間 年 月 日から 月 日までの5日間とする。
- (2) 場 所

（実習生）

第3条 実習生は、次の者とする。

氏 名	所属学部学科

（経費の負担）

第4条 実習に伴う所要経費は、すべて乙が負担するものとする。

（賠償責任）

第5条 実習期間中に実習生が損害を受けた場合又は実習生の原因により甲若しくは第三者に損害を与えた場合は、甲に重大な過失がない限り、乙が責任を負うものとする。

（遵守事項）

第6条 実習生は実習期間中、乙の実習担当管理栄養士の責任のもとに実習を行うものとし、諸規則を遵守し、指導者の指示に従うものとする。

（守秘義務）

第7条 実習生は実習中に甲の業務で知り得た情報ならびに個人又は団体に関する個人情報について外部に漏らしてはならない。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲
乙